

2023年2月21日

審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針

ジェンダー平等推進会議会長
(市長)

多様な視点・価値観を政策や方針に取り入れるためには、あらゆる分野において女性が平等かつ主体的に参画することが重要である。それは、一人ひとりの人権を擁護し、社会の多様性と活力を高めることにもつながる。

すべての職員が、政策・方針決定過程への女性の参画を促進することの意義を改めて認識し、D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）の視点で、着実に取組を進めるものとする。

1 審議会等における女性登用比率の目標

性別を問わず、誰もが政策・方針決定過程に主体的に参画できる「機会の平等」が確保されることをめざし、「ふじさわジェンダー平等プラン2030」にある女性登用比率50%を2030年までに達成する。

2 審議会等の委員選出の見直し

(1) 委員構成の見直しや職務指定の緩和

条例や要綱等の改正を含め、委員構成の変更や職務指定の緩和を積極的に行うこと。

委員構成の変更の例

- ・ 比較的女性の参画が進んでいる団体等から委員を選出ができるよう、委員を加える又は構成を見直す。

職務指定緩和の例

- ・ 「代表（長）にある者」としている場合は、「代表（長）または代表（長）の推薦する者」に変更する。
- ・ 学識経験者について、大学教授に限定せず、准教授も候補とする。また、狭義の専門分野に限定せず、関連分野まで対象を拡大して、女性の登用を検討すること。
- ・ 慣例的に職務指定と同様の状態が生じている審議会等は、推薦依頼時に個別に相談するなどの取組も有効である。

(2) 男女比のバランスを考慮した推薦依頼

依頼時（依頼文・口頭説明等）において、女性参画の意義を示し、推薦団体の理解、協力を求める。

3 審議会等委員の選任に向けた事前調査

行政委員会、法律・条例・要綱・要領により設置する審議会等（職員のみで構成されている委員会等は除く）の委員の選任については、各種団体等への委員の推薦依頼を行う前に、女性登用比率アップに向けた事前調査に電子申請で回答し、人権男女共同平和国際課に報告すること。

人権男女共同平和国際課では、事前調査の内容を踏まえ、必要に応じて所管課等に対しフォローアップを行うとともに、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会に報告する場合がある。

4 「審議会等委員の女性登用状況調査票」の提出

これまで、審議会等の委員委嘱の決裁文書について、「審議会等女性登用比率に関する合議管理表」を作成と人権男女共同平和国際課への合議を求めてきたが、審議会等所管課の負担軽減のため、2023年4月1日以降の起案を対象に、合議管理表の作成及び合議を廃止する。

なお、4月1日を基準に例年5月頃実施している「審議会等委員の女性登用状況調査票」の提出は継続し、従来どおり、女性登用比率が基準値である40%～60%の範囲とならない審議会等については、「現状分析」欄に「今後の取組」を記すこと。

以 上

事務担当 企画政策部人権男女共同平和国際課
内線：2131